

PRESS RELEASE

# 自己株式の取得及び 自己株式の公開買付けに関するお知らせ

株式会社東海理化(本社:愛知県丹羽郡大口町 代表取締役社長:二之夕 裕美)は、本日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 【1】買付け等の目的

2023 年 5 月 30 日に公表しました「中期経営計画達成に向けた取り組み」に掲げておりますように、株主還元の考え方として、「必要資金を上回る余剰資金については、機動的に株主へ還元」することを方針とし、必要資金については、不測の事態に備えるための固定費 6 ヶ月相当の 600~700 億円に、将来のさらなる成長に向けた追加投資原資としての 200 億円程度を加えた 800~900 億円としております。

当方針に沿って様々な検討を進めている中、今回株式会社デンソー(以下「デンソー」といいます。) より、その所有する当社普通株式全量について、売却する意向がある旨連絡を受けました。デンソーからの 売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動 性及び市場株価に与える影響や、かねてより株主還元政策の一環として自己株式の取得により資本効率の向 上及び株主の皆様への利益還元の機会をうかがっていたことなどを踏まえ、当該株式を自己株式として取得するか否か及びその取得方法についての検討を行いました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がるとの結論に至り、さらに取得方法についても資本政策面の観点から十分に検討を重ね、公開買付けの方法により取得することが適切であるとの考えに至りました。なお、公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際しては、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とし、公開買付けにおける買付予定数については、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、デンソーが応募を予定する応募株式数から一定程度余裕をもった株式数を上限としております。

当社は、今後も適切なキャピタルアロケーションを行い、さらなる株主還元と資本効率の向上に努めて まいります。

# 【2】自己株式の取得に関する取締役会決議内容

株式等の種類総数		取得価額の総額	
普通株式	7,000,100 株(上限)	15,281,218,300円(上限)	

# 【3】自己株式の公開買付けの概要

買付予定株式数	普通株式 7,000,000 株
買付け等の価格	1 株につき、2,183 円
買付け等の期間	2023年11月30日から2023年12月27日まで
公開買付開始公告日	2023年11月30日
決済の開始日	2024年1月24日

詳細は以降の別紙資料をご覧願います。

【問い合わせ先】株式会社東海理化 総務部広報室(0587-95-5211)



各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化 (登記社名 株式会社東海理化電機製作所) 代表者名 代表取締役社長 二之夕 裕美 (コード番号 6995 東証プライム・名証プレミア) 問合せ先 経理部長 清水 寛亮 TEL (0587) 95-5211

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとし、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%を目安として収益状況や財務状況等を総合的に勘案して決定することを利益配分の基本方針としております。2023年3月期の配当につきましては、中間配当金については1株当たり30円、期末配当金については1株当たり34円の配当を実施しており、配当性向(連結)は53.6%となります。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。なお、当社はこれまでも、2006年8月7日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社名古屋証券取引所におけるN-NETの終値取引を利用した買付けによる自己株式の取得(取得した株式の総数:2,932,600株(取得当時の所有割合3.17%(注1)、取得日:2006年8月8日、取得価額の総額:6,349,079,000円)を実施しております。

(注1)「取得当時の所有割合」とは、当社が2006年6月21日に提出した「第59期有価証券報告書」に 記載された2006年3月31日現在の発行済株式総数(94,234,171株)から、当該有価証券報告書 に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(1,579,048株)を控除した株式数 (92,655,123株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。

当社を取り巻く事業環境として、世界各国で続く物価上昇や金融の引き締め、そしてロシアのウクライナ侵攻の影響による経済の停滞が世界的に起きていることで、世界成長率の下振れリスクが予想されております。一方で、自動車業界については、長期化する半導体不足による生産への影響があるものの、主要市場での販売台数の増加が予測されており、電気自動車につきましても今後需要が高まるものと予想されております。当社はこのような事業環境を踏まえ、既存事業の深化と成長領域の拡大により、今後も更なる発展を目指し、中長期的な企業価値の向上を実現するため、2022年5月30日に、2030年をターゲットとした将来の成長に向けての中期経営計画を策定いたしました。また、2023年5月30日には、「中期経営計画達成に向けた取り組み」(以下「本取り組み」といいます。)を公表しております。本取り組みにおいて、中期経営計画で掲げた自己資本当期純利益率(ROE)8.0%以上の達成に向けた戦略として、「純

利益を増やす」、「株主還元を従前より積極的に実施する」の2点を掲げております。なお具体的な株主還元の考え方として、「必要資金を上回る余剰資金については、機動的に株主へ還元」することを方針とし、必要資金については、不測の事態に備えるための固定費6ヶ月相当の600~700億円に、将来のさらなる成長に向けた追加投資原資としての200億円程度を加えた800~900億円としております。

本取り組みの方針に従い、必要資金を超えた余剰資金の還元として、自己株式の取得に関する検討を進めることを予定しておりました。かかる状況の下、2023年6月中旬に、当社の第3位株主である株式会社デンソー(以下「デンソー」といいます。)より、その所有する当社普通株式全量について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。デンソーは、2023年6月中旬時には、当社普通株式8,873,610株(2023年6月中旬時所有割合(注2):9.72%)を所有しており、本日現在では、当社普通株式8,873,610株(所有割合(注3):9.71%)を所有しております。

- (注2) 「2023年6月中旬時所有割合」とは、当社が2023年6月13日に提出した「第76期有価証券報告書」(以下「第76期有価証券報告書」といいます。)に記載された2023年3月31日現在の発行済株式総数(94,234,171株)から、第76期有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(2,911,355株)を控除した株式数(91,322,816株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。
- (注3) 「所有割合」とは、当社が2023年10月30日に提出した「第77期第2四半期報告書」(以下「第77期第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(94,234,171株)から、第77期第2四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(2,894,703株)を控除した株式数(91,339,468株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

デンソーからの売却意向を受けて、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響や、かねてより株主還元政策の一環として自己株式の取得により資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元の機会をうかがっていたことなどを踏まえ、当該株式を自己株式として取得するか否か及びその取得方法についての検討を2023年9月末にかけて行いました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS) や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がる との結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、一定数の自己株式を取得することにつ いて、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から 十分に検討を重ねました。その結果、2023年10月上旬、公開買付けであれば、デンソー以外の株主にも一 定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を 付与できるなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って 買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付やToSTNeT-3を利用した自己株式の 取得では、株主間の平等性は確保できるものの、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、市場価 格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けより優位な 選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるとの考 えに至りました。なお自己株式取得については当社のキャッシュアロケーション方針を鑑み、デンソーが 本日現在所有する当社普通株式の全てである8,873,610株 (所有割合:9.71%) の一部である6,673,610株 (所有割合:7.31%) についての取得として、デンソーに打診することを考えました。また、本公開買付 けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及 び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社 普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべ く、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えま した。これらを踏まえ、当社は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである8,873,610株(所 有割合:9.71%) の一部である6,673,610株(所有割合:7.31%) について、2023年10月上旬、本公開買付 け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月28日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証

券取引所」といいます。) プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通 株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公 開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率 については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2021年4月 から2023年9月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例(以下「参考事例」といいます。)47 件を確認しております。参考事例47件のうち、プレミアムを設定した事例7件及び株式価値算定書を用い て公開買付価格を決定した事例2件を除く事例38件(ディスカウント率5%未満が0件、ディスカウント 率 5 %以上10%未満が 6 件、ディスカウント率10% (10%程度を含む) が27件、ディスカウント率11%以 上が5件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的か つ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2023年10月中旬にデンソーより検討する旨の回答 を得たことを踏まえ、当社で更に検討を進めました。そして、2023年11月中旬、デンソーより本公開買付 けに応募する旨の回答を口頭にて得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場 合に応募を予定する当社普通株式数は、当社が希望した株式数と同一の、デンソーが本日現在所有する当 社普通株式の全てである8,873,610株 (所有割合:9.71%) の一部である6,673,610株 (所有割合:7.31%) となります。なおデンソーからは本公開買付け後に残存する当社普通株式については、市場売却の手法に て売却する予定である旨の方針を受領しております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日(2023年11月29日)の前営業日である2023年11月28日の当社普通株式の終値が2,430円、2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が2,425円(円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)であったことから、より低い価格が2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値の2,425円であることを確認した上で、審議及び決議に参加した当社取締役(丹羽基実氏を除く5名)の全員一致で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,425円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,183円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、上記のとおり自己株式の取得に関する検討を進めることを予定していたことも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、デンソーが応募を予定する当社普通株式の合計6,673,610株から一定程度余裕をもった7,000,000株(所有割合:7.66%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の取締役である丹羽基実氏は、デンソーの常勤監査役を兼務しており、本公開買付けの検討・ 決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、本日開催の取締役会において、本公 開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてデンソーとの 協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、第77期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物。以下手元流動性の計算において同じとします。)は81,059百万円(手元流動性比率は1.8ヶ月)(注4)であり、本公開買付けの買付け等に要する資金(15,333百万円)に充当した後も、手元流動性は65,726百万円(手元流動性比率は1.4ヶ月)(注5)になると見込まれることから、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されることが見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。また、本公開買付けは、本取り組みの方針に従い余剰資金で行うものであるため、本公開買付け後も必要資金は十分に確保できる見込みです。

(注4) 第77期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在における当社の連結ベースの手元 流動性を、第76期有価証券報告書から計算される月商(通期連結売上高を12ヶ月で除した数) により除した値(小数点以下第二位を四捨五入)です。 (注5) 第77期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在における当社の連結ベースの手元 流動性から本公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、第76期有価証券報告書 から計算される月商(通期連結売上高を12ヶ月で除した数)により除した値(小数点以下第二 位を四捨五入)です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

#### 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

#### (1)決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	7,000,100 株(上限)	15, 281, 218, 300 円(上限)

- (注1) 発行済株式総数 94, 234, 171 株 (2023 年 11 月 29 日現在)
- (注2) 発行済株式総数(自己株式を除く91,339,468株) に対する割合7.66%(小数点以下第三位を四 捨五入)
- (注3) 取得する期間 2023年11月30日から2024年3月31日まで
- (注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

#### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

1	取締役会決議日	2023年11月29日 (水曜日)	
		2023年11月30日(木曜日)	
②公開買付開始公告日	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。		
	電子公告アドレス		
	(https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)		
3	公開買付届出書提出日	2023年11月30日(木曜日)	
	④ 買付け等の期間	2023年11月30日(木曜日)から	
4)		2023年12月27日(水曜日)まで(20営業日)	

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,183円

# (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである8,873,610株(所有割合:9.71%)の一部である6,673,610株(所有割合:7.31%)について、2023年10月上旬、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月28日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純

平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例 47 件のうち、プレミアムを設定した事例 7 件及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例 2 件を除く事例 38 件(ディスカウント率 5 %未満が 0 件、ディスカウント率 5 %以上 10%未満が 6 件、ディスカウント率 10%(10%程度を含む)が 27 件、ディスカウント率 11%以上が 5 件ありました。)において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2023 年 10 月中旬にデンソーより検討する旨の回答を得たことを踏まえ、当社で更に検討を進めました。そして、2023 年 11 月中旬、デンソーより本公開買付けに応募する旨の回答を口頭にて得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである 8,873,610 株(所有割合:9.71%)の一部である 6,673,610 株(所有割合:7.31%)となります。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日 (2023年11月29日)の前営業日である 2023年11月28日の当社普通株式の終値が 2,430円、2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が 2,425円であったことから、より低い価格が 2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値の 2,425円であることを確認した上で、審議及び決議に参加した当社取締役(丹羽基実氏を除く 5名)の全員一致で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2023年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,425円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,183円とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、上記「1.買付け等の目的」に記載のとおり自己株式の取得に関する検討を進めることを予定していたことも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、デンソーが応募を予定する当社普通株式の合計6,673,610株から一定程度余裕をもった7,000,000株(所有割合:7.66%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 2, 183 円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2023 年 11 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 2,430 円から 10.16% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,425 円から 9.98%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,350 円から 7.11%を、それぞれディスカウントした金額になります。

#### ②算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである 8,873,610 株 (所有割合:9.71%)の一部である 6,673,610 株 (所有割合:7.31%)について、2023 年 10 月上旬、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2023 年 11 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例 47 件のうち、プレミアムを設定した事例 7 件及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例 2 件を除く事例 38 件 (ディスカウント率5%未満が 0 件、ディス

カウント率 5%以上 10%未満が 6 件、ディスカウント率 10%(10%程度を含む)が 27 件、ディスカウント率 11%以上が 5 件ありました。)において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。その結果、2023 年 10 月中旬にデンソーより検討する旨の回答を得たことを踏まえ、当社で更に検討を進めました。そして、2023 年 11 月中旬、デンソーより本公開買付けに応募する旨の回答を口頭にて得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである 8,873,610 株(所有割合:9.71%)の一部である 6,673,610 株(所有割合:7.31%)となります。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日 (2023年11月29日)の前営業日である 2023年11月28日の当社普通株式の終値が 2,430円、2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が 2,425円であったことから、より低い価格が 2023年11月28日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値の 2,425円であることを確認した上で、審議及び決議に参加した当社取締役(丹羽基実氏を除く 5名)の全員一致で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2023年11月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値2,425円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,183円とすること、加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、上記「1.買付け等の目的」に記載のとおり自己株式の取得に関する検討を進めることを予定していたことも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を提供する観点から、デンソーが応募を予定する当社普通株式の合計6,673,610株から一定程度余裕をもった7,000,000株(所有割合:7.66%)を上限とすることを決議いたしました。

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	7,000,000 (株)	— (株)	7,000,000 (株)

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(7,000,000 株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(7,000,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95条。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元 未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い買付け等の期間(以下「公開 買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

# (5) 買付け等に要する資金

15, 333, 200, 000 円

(注) 買付予定数 (7,000,000 株) を全て買付けた場合の買付代金 (15,281,000,000 円) に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用) の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日2024年1月24日(水曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外 国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みま す。以下「外国人株主等」といいます。)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受 け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

- (注)本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について ※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきま すようお願い申し上げます。
- (i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。
  - (イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離 課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱い

と異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉 徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税 のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、 課税されません。

(ii) 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうち その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額 については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所 得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を 直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限りま す。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所 得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

#### (7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、 また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミ リ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるもの ではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段によ り、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。 また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内か ら、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは できません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。 本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対 し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び 公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関 するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向 けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募 申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方 法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これ らに限りません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。 他の者の裁量権のない代理人 又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国 外から与えている場合を除きます。)。
- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の第3位株主であるデンソーよりその所有する当社普通株式8,873,610株(所有割合:9.71%)の一部である6,673,610,株(所有割合:7.31%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を口頭にて得ております。なお、デンソーからは本公開買付け後に残存する当社普通株式については、市場売却の手法にて売却する予定である旨の方針を受領しております。
- ③ 当社は、2023年10月30日付で「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細

につきましては、当該公表内容をご参照ください。

- ④ 当社は、2023年10月30日付で「剰余金の配当(中間配当)の増配に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。
- ⑤ 当社は、2023年11月15日付で「当社製品搭載車両の市場回収処置(リコール)及び通期個別業績予想値の公表に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

(ご参考) 2023年9月30日時点の自己株式の所有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 91,339,468 株 自己株式数 2,894,703 株

以上